

■ Article (vol.13) ■

自民・民主両党の「平成 20 年税制改正大綱」を読んで

日税研専務理事 坂田純一

.....

昨年末、自民・民主両党の「平成 20 年度税制改正大綱（注 1）」が相次いで公表された。それより前の 11 月 20 日には、政府税制調査会（以下「税調」という）の平成 20 年度税制改正答申、すなわち「抜本的な税制改革に向けた基本的な考え方」が公表されている。本年の税調答申に対しては本間会長のもとで経済成長路線を一層明確にした一昨年の答申に比べ、昨年 9 月、安倍内閣から福田内閣に移ったせいもあるが「財政再建を見据えた財務省主導による増税色の強い内容となっている」など、各方面からは様々な論評が行われている。

税調答申は、これまでも直近の税制改正に対する具体的な提言は少なく、どちらかという今後のわが国の税制のあるべき方向性という大局的な提言がなされてきた。それに対し、政党、特に政権与党である自民党税調の答申は、まさに毎年の税制改正の具体的内容を予測できる項目が網羅的に記載されており、税調答申より自民税調答申にその関心が多く集まりがちである。また、今年の政党が公表する税制改正大綱（以下、自民党税制改正大綱は「自民大綱」、民主党のそれは「民主大綱」と称する）の特徴としては、特に、参議院において第一党となった民主党のそれに対して大きな注目が寄せられていた。

まず、税理士業界が、その制度導入時から、納税者の予測可能性を著しく損なうものであって、特定の納税者を狙い撃ちした税制であるとして反対をしてきた「特殊支配同族会社の役員給与に対する損金不算入制度」については、自民大綱は、「なお、特殊支配同族会社の役員給与に対する損金不算入制度については、その適用状況を引き続き注視する」とし、再改正について論及を避けたのに対し、民主大綱は、明確に「廃止する」としており、本年の税制改正の行方を、まさに注視しなければならない状況となった。ただし、民主大綱は「給与所得控除全般の見直しの中で、改めてそのあり方を検討する」ともしており、そのことが具体的にどのようなことを指すのかは、ここでは読み取ることができない。

以下、自民大綱と民主大綱を読み、税理士にとって関心の深い、また深かった税制改正について、5 点に絞り、その改正の方向性を探ることとしたい。

1. 事業承継税制と相続税の抜本改革について

自民大綱は、「わが国経済の基盤となるべき中小企業の事業承継は、雇用の確保や地域経済活力の維持の観点から極めて重要であり、相続時の遺産分割や資金需要、税負担の問題等の様々な課題に対応するため、総合的な支援策が必要である」とし、「その一環として税制面では、相続税の特例措置の大幅な拡充が急務となっ

ている。」と税制上の措置が必要な認識を示している。ただし、「これまでの特例措置には、現行法の法定相続分課税方式のもと、事業の後継者以外の相続人の税負担をも軽減するという問題があるほか、ある相続人の申告漏れが他の相続人にも影響を及ぼす等の問題も生じている。こういった点を総合的に勘案し、中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律（仮称）の制定を踏まえ、平成21年度の税制改正において、事業の後継者を対象とした取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度を創設する。本制度は中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律（仮称）施行日以後の相続税に遡って適用する。この新しい事業承継税制の制度化にあわせて、相続税の課税方式をいわゆる遺産取得課税方式に改めることを検討する。」とし、平成21年改正に先送りした。しかし、末尾記載には、「その際、格差の固定化の防止、老後扶養の社会化への対処等相続税を巡る今日的課題を踏まえ、相続税の総合的見直しを検討する」としており、税調答申の「近年地価がバブル期以前水準まで下落し、相続税の負担が大幅に緩和された結果、年間死亡者のうち相続税の課税が発生する割合が4%程度まで減少するなど、その資産分配機能や財源調達機能は低下している」との認識に歩調を合わせ、いわば相続税全般の改正を指向したものと同一内容となっている。

一方、民主大綱は、「相続税は世代間格差縮小の観点から見直しが必要である」としているものの、「わが国社会の安定や活力に不可欠な中堅資産層の育成に配慮しつつ、課税ベースや税率構造を見直していく必要があり、歳出面でも社会保障の財源とすることを検討すべきである」と、歳入・歳出両面からの見直しを提案しており、さらに「富の一部を社会に還元する」考え方に立つ「遺産課税方式」への転換も合わせて検討すべきとしている。両党とも、結局は、相続税そのものの抜本改革に付言しており、相続税については、その仕組みやあり方を含め、本年は更に議論が進展するものと思われる。

2. 納税環境の整備について

民主大綱は、「納税者の権利を明確にする『納税者権利憲章（仮称）』を制定する。納税者としての意識や税金の用途に対する監視意識を高めるため、給与所得者の年末調整を廃止し、原則、納税者全員が確定申告を行うこととする。所得の補足を進め、『必要な人に適切な給付』を確実にするため、税と社会保障共通の番号制度を導入する。社会保険庁を廃止し、国税庁にとうとうする歳入庁を創設し、税と社会保険料を一体徴収する」と、これまでの同党の主張を再確認している。一方、自民大綱は、「納税者利便の向上を図るため、事前照会に対する文書回答手続きを改善する。税務手続の電子化を促進するため、新たな電子納税手続の創設等を行う。課税の適正化を図る観点から、先物取引等に関する資料時用法制度の整備を行う。公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を図る

観点から、個人住民税に公的年金からの特別徴収制度を導入する。また、行政不服審査制度の抜本的な見直しに合わせて、国民の権利利益の救済等に資する国税不服申立手続の改善を図るとともに、今後とも適時その見直し、改善を行っていく」とし、政権与党らしい、現実的課題の改善を挙げている。

3. 個人住民税の寄付金制度について

自民大綱は、いわゆる「ふるさと納税」について、「地域に密着した民間公益活動やわが国の寄付文化を一層促進する観点から、地方公共団体が条例により指定した寄付金を寄付金控除の対象とする制度を創設するとともに、「ふるさと」に対し貢献又は応援したいという納税者の思いを実現する観点から、個人住民税の地方公共団体に対する寄付金税制を大幅に拡充し、所得税と合わせて一定限度まで全額を控除する仕組みを導入する」とした。これに対し、民主大綱は、「ふるさと納税」は住民間での所得再配分であり、住民税の会費制や受益と負担の関係を明確にした住民税率のフラット化に反する。個々人のふるさとへの想いは所得税における寄付税制の拡充で実現すべきものである」と否定的見解を示している。

4. 消費税について

民主大綱は、消費税についての基本的な考え方として、「①消費税収は決して財政赤字の穴埋めには使わず、国民に確実に換言することになる社会保障以外に充てないことを法律上も、会計上も明確化する、②インボイスの早急な導入、将来的には基礎的消費に係わる消費税額を還付する制度を創設する、③消費税率は社会保障目的税化やその用途である基礎的社会保障制度の抜本的な改革が検討の前提となる」としている。自民大綱も、消費課税について、「消費税の社会保障と連動した設計のあり方」を検討するとし、「平成21年度における基礎年金国庫負担割合の2分の1への引き上げに要する財源として、経済動向等に左右されにくい消費税をこれらの費用（医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用を含む）を賄う主要な財源として位置付けた上で、社会保障財源を充実することを検討する」とし、将来の税率改定に含みを持たせたものとなっている。税調も消費税については、「持続可能な社会保障制度を支える財源を確保するという要請に応える税である」と位置付けており、逆進性の批判に対しては、「消費税を社会保障の安定的財源とするとともに、社会保障給付に所得再配分機能を持たせることによりこの批判に応えることとする」としており、今後、消費税は、わが国の社会保障制度全体のあり方を巡り、相通じるものとして議論が深まっていくものと思われる。

5. 租税特別措置法について

民主大綱では、「欠損金の繰戻し還付制度の適用停止の中止」や「中小企業に係る軽減税率の軽減」など大綱（別紙）に掲載した 65 項目を含む全ての租税特別措置について、次期通常国会に提出する予定の「租特透明化法案（注 2）」に基づき、適用状況を明らかにし、厳密な政策評価を行った上で、必要なものについては法律の本則に盛り込み、効果の乏しいものや不要のものについては、廃止としている。

（注 1） 自由民主党の「平成 20 年度税制改正大綱」は平成 19 年 12 月 13 日に、民主党の「2008 年度税制改革大綱」は平成 19 年 12 月 25 日に、それぞれ党の税制調査会総会で了承され、公表された。

（注 2） 「租特透明化法案」の概要としては、①減税明細書の制度化、②企業向け租特の利用実績の公表、③租特に関する政策評価の制度化、④期限到来の租特に対する会計検査院検査の実施、⑤現行の租特について、平成 20 年度中に減税措置の適用、政策評価などを明らかにした上で、本則化あるいは廃止の方向性を明確にする、を掲げている。

以 上